

有限会社
オー・ケイ・コーポレーション

< 定 款 >

平成 17 年 5 月 19 日作成
平成 年 月 日公証人認証
平成 年 月 日会社成立

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、有限会社 オー・ケイ・コーポレーション と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . 経営コンサルティング業務
- 2 . ファイナンシャルプランニング業務
- 3 . 人材育成の教育研修事業に関するコンサルティング業務
- 4 . 出版物の企画、発行並びに販売業務
- 5 . 資産の管理及び運用に関する総合的コンサルティング業務
- 6 . 一般消費者（国内、海外を問わず）に対する情報提供サービス
- 7 . インターネット及び携帯電話を利用した各種情報提供サービス
- 8 . 個人並びに企業・団体等に対するセミナー講演事業、教育研修事業、コンサルティング業務
- 9 . 健康・医療・福祉等の生活に関する情報の収集業務並びにその情報を提供するための会員制クラブの運営
- 10 . 企業及び不動産に関する投資並びに顧問業
- 11 . 一般旅行業、国内旅行業、旅行業代理店業
- 12 . インターネットコンテンツサービス業
- 13 . 不動産管理・賃貸業及び不動産に関するコンサルティング業務
- 14 . 年金及び資産の運用に関するコンサルティング業務
- 15 . 相続及び事業承継に関するコンサルティング業務
- 16 . 生命保険の代理業

- 17 . 損害保険の代理業
- 18 . 共済組合の組織化、運営等に関するコンサルティングならびに組合員の募集および掛金徴収代行業務
- 19 . 金融業、投資顧問業
- 20 . 有価証券売買及び運用仲介業
- 21 . 会計コンサルティング業務
- 22 . 信託受益権の取得、保有並びに販売
- 23 . 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を 東京都港区 に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、300 万円とする。

第 2 章 社員及び出資

(出資の口数及び出資 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 60 口に分ち、出資 1 口の金額は、金 5 万円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第 6 条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

千葉県船橋市二宮 1 丁目 2 8 番 7 号

30 口 木皿 昌司

横浜市緑区長津田一丁目 1 7 番 1 1 号

30 口 岡村 裕久

- 2 現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える口数は別表のとおりとする。

第 3 章 社 員 総 会

(社員総会)

第 7 条 当社は、毎年 5 月に定時総会を開き、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

(招集)

第 8 条 社員総会は、社長たる取締役が招集するものとする。

- 2 社員総会を招集するには、会日より 5 日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第 9 条 社員総会の議長は社長たる取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 10 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第 11 条 各社員は、出資 1 口につき 1 個の議決権を有する。

(議事録)

第 12 条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印することを要する。

(決議事項の通知)

第 13 条 社員総会において決議した事項は、各社員に通知することとする。

第 4 章 役 員

(員数)

第 14 条 当社の取締役は、1 名以上とする。

(資格)

第 15 条 当社の取締役は、当社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第 16 条 当社に代表取締役 1 名を置くことができる。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 取締役 1 名のみの場合には、その者を社長とする。

(役員報酬)

第 17 条 取締役の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

(営業年度)

第 18 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(配当金)

第 1 9 条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。

以上、 有限会社 オー・ケイ・コーポレーション を設立するため、社員を代理して行政書士 山根 淳一 がこの定款を作成し、これに記名押印する。

第 6 章 附 則

平成 1 7 年 5 月 1 9 日

(最初の役員)

第 2 0 条 当会社の最初の役員は、次のとおりとする。

取締役 木皿 昌司
取締役 岡村 裕久

社 員 木皿 昌司

(最初の営業年度)

第 2 1 条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までとする。

社 員 岡村 裕久

(準拠すべき法律)

第 2 2 条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社法その他の法令によるものとする。

上記代理人 行政書士 山根 淳一

【定款別表】

現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える口数は次のとおりとする。

1. 現物出資の者の氏名

木皿 昌司 岡村 裕久

2. 出資の目的たる財産の表示及びその価格

木皿 昌司 の平成17年 5月19日付の
かんたん経理有限会社 への貸付債権
この価格 金150万円

岡村 裕久 の平成17年 5月19日付の
かんたん経理有限会社 への貸付債権
この価格 金150万円

以上の価格の合計 金300万円

3. 現物出資者に対して与える口数

木皿 昌司 に対して与える口数 30口

岡村 裕久 に対して与える口数 30口

上記の者に与える総出資口数 60口